

安芸広域市町村圏事務組合管理者 横山 幾夫

## 公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。  
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

公売参加申込開始日時	令和 6年10月 4日 午後 1時00分
公売参加申込終了日時	令和 6年10月22日 午後11時00分
公売参加申込場所	K S I インターネットオークションシステム上
公売開始日時	令和 6年10月29日 午後 1時00分
公売締切日時	令和 6年10月31日 午後11時00分
公売場所	K S I インターネットオークションシステム上
公売方法	期間せり売り
開札日時	令和 6年11月 1日 午前10時00分
開札場所	安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構
売却決定日時	令和 6年11月 8日 午後 2時30分
売却決定場所	安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構
買受代金納付期限	令和 6年11月 8日 午後 2時30分
買受代金納付場所	安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構
公売保証金額	※詳細は、別紙のとおり
公売保証金納付日時	
公売保証金納付場所	
公売財産及び見積価額	※詳細は、別紙のとおり
買受人の資格その他要件	「安芸広域市町村圏事務組合インターネット公売ガイドライン」のとおり (ガイドラインは本組合ホームページに掲載しています。)
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。
<b>&lt;その他の事項&gt;</b>	
1 この公売に違反した者、または国税徴収法第92条の規定に該当する者、同法第99条の2に定められた陳述がない者、同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及びせり売に参加することはできません。	
2 公売財産のせり売にかかる買受の申込みをしようとする者(以下、「入札者」という。)は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。	
3 公売保証金の納付は、入札者等(入札者等が法人の場合は当該法人代表者)名義のクレジットカード(一部のカードを除く)に限ります。	
4 公売保証金の納付を要する公売財産についての公売参加は、その納付後でなければできません。	
5 一度行った入札は、変更または取消しができません。	
6 見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定し売却決定を行います。	
7 最高価申込者決定時において、K S I 会員識別番号を最高価申込者氏名とみなします。	
8 公売財産に係る市町村税・国民健康保険税(料)の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても、取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。	
9 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。財産の引渡しは買受代金納付時点の現況有姿により行います。	
10 買受代金を納付しないときは、公売保証金をお返しいることができません。	
11 安芸広域市町村圏事務組合は公売財産について瑕疵担保責任は負いません。	
12 消費税法に該当する財産の売却決定価格は、入札書の入札価格欄に記載された金額に当該金額の10%(消費税率)に相当する額を加算した金額により行います。	
13 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステムの不具合等により公売を中止することがあります。	
14 入札者等が自己のパスワード等を第三者に知られ、もしくは不正に使用される等により損害を受けた場合、安芸広域市町村圏事務組合は何ら補償しません。	
15 公売参加申込期間及び入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムメンテナンス等の期間を除きます。	

## 公売財産一覧表

売却 区分番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
01	P l a y S t a t i o n 5 横置きスタンド		1,000
02	P S 4 エルデンリング		3,500
03	P S 4 D A Y S G O N E		100
04	P S 4 スーパーロボット大戦T		3,000
05	P S 4 スーパーロボット大戦V		2,500
06	P S 4 ドラゴンクエスト11		500